

神奈川県
環境農政局農政部

農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針

平成26年6月

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

1 基本的方向

本県では、施設園芸、畜産、露地野菜、果樹、稲作など、大消費地を抱える有利な立地条件を生かした都市農業が展開されており、県民に新鮮で安全な野菜や畜産物などを安定的に供給するとともに、県土の保全、水源のかん養等の多面的機能においても大きな役割を果たしている。

しかしながら、本県農業を取り巻く環境は、都市化の進展、輸入農産物の自由化、農業者の高齢化、担い手不足など大きく変化してきており、このような状況に対応するため中核的な農家を始めとする様々な農家が、それぞれの経営能力を十分発揮しながら、多様な都市農業を展開することが必要とされてきている。

国においては、平成25年1月に、生産現場の潜在力を引き出し、その活性化を図り、農林水産業の中期的展望を切り開く観点から「攻めの農林水産業推進本部」が設置され、12月に農林水産業・地域の活力創造プランが決定された。

平成26年4月には農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が施行され、青年等の就農促進策が強化された。また、農地中間管理事業の推進に関する法律により、農地中間管理事業が制度化された。

県においては、平成18年4月に「神奈川県都市農業推進条例」を施行し、同条例に位置づける指針として、「かながわ農業活性化指針」を平成24年3月に改定し、めざす姿である「県民の求める食の提供」、「農の潜在力の活用」及び「都市農業の持続的な発展を支える基盤の整備」の実現に向けた施策を定め、都市農業の持続的な発展を図っている。

これらを踏まえ、農業が職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなるよう、農業経営の目指すべき目標を明らかにし、その実現に向けての施策を集中的かつ積極的に実施していくことが重要である。

このため、県は都市的地域や中山間地域といった地域の特性を活かした効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これら経営体への農用地利用の集積、経営管理の合理化、農地利用集積の円滑化その他農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じる。

また、当面効率的かつ安定的な農業経営の確保・育成が困難である等の場合は、地域の実情に即し、これらの農業経営以外にも地域農業の維持・発展に必要な多様な担

い手像を明確にするとともに、基盤整備等の支援を実施することにより、本県農業の健全な発展を図る。

2 具体的方策

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の育成

地域において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、今後10年間を見通して、地域の他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得の確保と、年間総労働時間の水準を達成することができるような効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの農業経営が地域における農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目標とする。

年間農業所得	650～750万円(1個別経営体当たり)
	(主たる従事者1人当たり約550万円、補助労働者1～2名を想定)
年間総労働時間	1,800～2,000時間(主たる従事者1人当たり)

この目標を達成するため、次の施策を総合的に推進する。

- ア 地域(集落)における話し合いを基本に、農業経営基盤強化促進事業、農地利用集積円滑化事業及び農地中間管理事業の積極的な活用を図り、遊休農地の利用促進を含めた、利用権の設定や農作業受委託等による経営規模拡大を推進する。
- イ 優良農地の維持・保全と生産性向上のため、地域農業の特性に即した生産基盤の整備を促進するとともに農地の利用率の向上を図る。
- ウ 省力化・低コスト化を目指して、農作業の分業化・協業化の促進及び生産から販売までの共同利用機械・施設の整備を推進するとともに、先進技術・施設の導入等による栽培管理技術の高度化を推進する。また、GAP(農業生産工程管理手法)の導入を促進する。
- エ 都市の中の農業という利点を活かし、交流型農業や多様な消費者ニーズに即応する生産・流通販売体制の強化を図るために、直売や宅配など多様な流通システムづくりを推進するとともに、経営管理、技術等に関する農業情報システムを整備する。
- オ 資金調達力や取引信用力の向上、雇用労働力の円滑な確保を図るため、必要に応じて個別経営体から法人経営体への移行を誘導する。
- カ 新規に就農を希望し、その者の意欲と能力などから見て、将来とも効率的かつ

安定的な農業経営への発展が見込まれる認定就農者等にとっては、農用地のあっせん等に努め、効率的かつ安定的な経営体への誘導を図る。

キ 農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）のうち、農業経営改善計画の期間を満了する者については、今後とも効率的かつ安定的な農業経営を目指す者と考え、当該計画の実践結果の点検と新たな計画作成の支援等を重点的に行う。

ク 農業生産における女性の役割が大きいことから、家族経営協定の締結や農業経営改善計画の共同申請を推進し、女性の農業経営へのより一層の参画を図る。

（２）地域の実情に即した多様な担い手の位置づけ

効率的かつ安定的な農業経営の育成を基本としつつ、地域農業の維持・発展のため、県内各地域の実情に即し、多様な担い手を以下のように位置づける。これらの経営発展を加速することにより、効率的かつ安定的な農業経営の育成を図る。

ア 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営を補完する受託組織等

農作業受託組織については、農作業の受託を通じ育成すべき効率的かつ安定的な農業経営を補完するものとして、ほ場整備事業実施地域など生産基盤が整った地域を中心にその育成を図る。

イ 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の育成母体となる生産組織

地域及び営農の実態等に応じた多様な生産組織の育成を図るとともに、経営の効率化を図り、経営体としての体制が整ったものについては法人化へ誘導を図る。

特に集落を単位とした生産組織（集落営農）については、農地管理の面において重要な役割を担っている現状を踏まえて、

（ア） 組織自体の協業経営化・法人化による組織経営体への発展が図られるものを育成する。

（イ） 組織内のオペレーター等の専従的農家から個別経営体への発展が図られるものを育成する。

ウ その他、地域農業の維持・発展に資する個人及び法人

市民農園の規模以上に耕作をしたいという意欲と一定の農業技術を有する個人及び企業・NPO等の農業生産法人以外の法人については、農業者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加といった本県農業を取り巻く情勢を考慮して、本県都市農業の持続的発展を図るため、多様な担い手の一つとして、育成・確保の推

進や、農地の有効利用の促進を進めていく。

3 地域別改善方策

(1) 横浜・川崎地域

先進技術を導入した施設園芸や畜産など、限られた農地を効率的に活用するとともに、大消費地に近い有利性を生かした、軟弱野菜や果樹の生産を振興する。

また、環境への負荷の少ない持続性の高い農業の普及を通じて、環境と調和のとれた農業生産を推進する。

さらに、体験農園や市民農園などの交流型農業の推進及び、認定農業者など意欲ある担い手、新規就農者の他、多様な担い手の育成等の施策の充実により、遊休農地の発生防止・解消を図る。

(2) 三浦半島地域

生産性の高い大規模露地野菜産地として、消費者のニーズにあった優良品種の導入、省力化技術を取り入れた生産技術の開発と、トレーサビリティや合理的な流通システムによる新鮮で安全な野菜生産を振興する。

また、農業生産基盤の整備や農地の利用集積の促進による規模拡大と認定農業者等の担い手の育成を図る。

さらに、直売や観光農業などによる、消費者との交流促進や、農畜産物のブランド化を図るとともに、家畜排せつ物や野菜残渣の堆肥化など、循環利用による土づくり等の環境への負荷の少ない持続性の高い農業の普及を通じて、環境と調和のとれた農業生産を推進する。

(3) 湘南地域

施設園芸や露地野菜、畜産などの労働集約型農業と、水稻、飼料作物などの土地利用型農業とが調和した複合産地として確立するため、大型直売施設等を核とした農産物の地産地消や、観光農業や市民農園などの交流型農業の推進とともに、豊富な地域資源を有効活用し、環境への負担の少ない持続性の高い農業の普及を通じた環境と調和のとれた農業生産を推進する。

また、認定農業者など意欲ある担い手、新規就農者の他、多様な担い手の育成を図るとともに、農業生産基盤や生活環境の整備、農地の利用集積、遊休農地の発生

防止・解消、有害鳥獣被害対策を推進する。

さらに、農地、農業用水等の地域資源の保全管理や里山の保全と活用、グリーンツーリズムを推進する。

(4) 県央地域

水稲・野菜・花き・落葉果樹では、農業生産基盤の整備や農地の利用集積及び作業受委託の組織化を通じて農地の高度利用による土地生産性の向上を図り、畜産では、低コストで生産性の高い経営の確立を図る。

また、都市近郊産地として新鮮で安全な農産物の地産地消体制を確立するとともに、観光農業などの交流型農業や、環境への負荷の少ない持続性の高い農業の普及を通じて、環境と調和のとれた農業生産を推進する。

さらに、認定農業者など意欲ある担い手、新規就農者の他、多様な担い手の育成、大規模市民農園の整備、援農システムの構築など多様な担い手により遊休農地の発生防止・解消を図る。

中山間地域においては、茶などの地域特産物づくりや、高収益、高付加価値作物の積極的な導入により複合経営を確立し、沿道直売などの交流型農業を推進する。

さらに、集落等を単位とした生産組織の育成を図るとともに、生産・生活環境基盤の整備や有害鳥獣対策の推進及び遊休農地の発生防止・解消を図る。

(5) 県西地域

湘南ゴールドなどの優良系統柑橘やキウイフルーツ、うめ、いちじくなどの果樹、たまねぎなどの野菜、水稲、茶の栽培など立地や消費ニーズに応じた複合産地化・湘南ゴールドのブランド化を進めるとともに、環境への負荷の少ない持続性の高い農業の普及を通じて、環境と調和のとれた農業生産を推進する。また、オーナー制などの交流型農業や、直売や宅配などの多様な流通システムの整備を図る。

さらに、生産・生活環境基盤の整備と農地の利用集積による規模拡大や農作業受委託の組織化を図るとともに、有害鳥獣対策の推進、認定農業者など意欲ある担い手、新規就農者の他、多様な担い手による遊休農地の発生防止・解消を図る。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

1 営農類型の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に神奈川県及び周辺地域で展開している優良事例を踏まえつつ、本県における主要な営農類型についてこれを示すと次の通りである。

(個別経営体)

営農類型	経営規模		生産方式	
	経営面積	作付面積	資本装備	その他
[No. 1] 施設トマト + 露地野菜	1.0ha 施設用地 0.5ha 畑 0.5ha	促成トマト 0.2ha 半促成トマト 0.2ha 抑制きゅうり 0.4ha 小計 0.8ha キャベツ 0.4ha レタス 0.3ha 小計 0.7ha	硬質プラスチックハウス2,000m ² 大型ビニールハウス 2,000m ² 自動カーテン 暖房機 トラクター20ps 1台 管理作業機 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 温室は複合環境制御による自動化・省力化 ・ マルハナバチ、微生物農薬の利用 ・ 直売や量販店との契約栽培等による有利販売
[No. 2] 施設きゅうり + 水稲	1.3ha 施設用地 0.5ha 水田 0.8ha	半促成きゅうり 0.4ha 抑制きゅうり 0.4ha 小計 0.8ha 水稲 0.4ha さといも 0.4ha	大型ビニールハウス 4,000m ² 自動カーテン トラクター20ps 1台 暖房機 田植機 1/5台 コンバイン 1/5台 乾燥機 1/5台 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 温室は複合環境制御による自動化・省力化
[No. 3] 施設いちご + 水稲	1.0ha 施設用地 0.4ha 水田 0.6ha	促成早出しいちご 0.2ha 促成普通いちご 0.1ha 半促成メロン 0.2ha 小計 0.5ha 水稲 0.3ha さといも 0.3ha	大型ビニールハウス 3,000m ² 自動カーテン 暖房機 トラクター20ps 1台 田植機 1/5台 コンバイン 1/5台 乾燥機 1/5台 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ メロンは宅配などの直売
[No. 4] 軟弱野菜	1.15ha 施設用地 0.15ha 畑 1.0 ha	施設ほうれんそう 0.3ha こまつな 0.4ha 小計 0.7ha 露地こまつな 1.5ha ほうれんそう 0.5ha しゅんぎく 0.2ha 小計 2.2ha	ビニールハウス 1,000m ² 保冷庫 かん水施設 トラクター20ps 1台 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ ベたがけ被覆による農薬使用の抑制
[No. 5] 三浦型 露地野菜	畑 1.5ha	だいこん 1.4ha 春キャベツ 0.9ha メロン 0.3ha すいか 0.5ha かぼちゃ 0.4ha 計 3.5ha	ビニールハウス 100m ² トラクター30ps 1台 フォークリフト 管理作業機 だいこん選別・洗浄機 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対抗植物によるセンチュウ対策等の環境に配慮した栽培法の取組み ・ 食味や耐病性等に優れた品種の導入

営農類型	経営規模		生産方式	
	経営面積	作付面積	資本装備	その他
[No. 6] 露地野菜	畑 2.0ha	だいこん 0.8ha キャベツ 0.5ha とうもろこし 0.3ha ブロッコリー 0.2ha ばれいしょ 0.4ha にんじん 0.4ha ほうれんそう 0.3ha かんしょ 0.3ha レタス 0.4ha ねぎ 0.2ha 計 3.8ha	トラクター30ps 1台 管理作業機 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 軟弱野菜はべたがけ被覆による農薬使用の抑制 ・ 量販店との契約販売等による有利販売
[No. 7] 野菜直売	施設用地 0.65ha 畑 0.15ha 畑 0.5 ha	促成トマト 0.1ha 抑制きゅうり 0.1ha 小計 0.2ha ほうれんそう 0.3ha こまつな 0.2ha ねぎ 0.1ha さといも 0.1ha ばれいしょ 0.05ha だいこん 0.1ha キャベツ 0.1ha ブロッコリー 0.05ha 小計 1.0ha	大型ビニルハウス 1,000m ² 暖房機 保冷库 トラクター20ps 1台 管理作業機 加工施設 30m ² 加工機器 作業舎兼車庫 130m ² 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農協等の直売所で販売 ・ 露地は多品目の周年栽培 ・ 漬物などの加工品の販売 ・ 微生物農薬やべたがけ資材による農薬使用の抑制
[No. 8] 落葉果樹 + 水 稲	樹園地 1.0ha 樹園地 0.7ha 水稲 0.3ha	なし 0.4ha ぶどう 0.3ha 小計 0.7ha 水稲 0.3ha	果樹棚 0.7ha 防鳥防虫ネット 0.7ha 乗用草刈り機 1/2台 田植機 1/5台 コンバイン 1/5台 乾燥機 1/5台 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直売による有利販売経営
[No. 9] ハウス みかん + みかん	樹園地 1.8ha	早生みかん 0.1ha 普通みかん 0.9ha 優良中晩柑 0.5ha ハウスみかん 0.3ha 計 1.8ha	ビニルハウス 3,000m ² 暖房機 貯蔵庫 選果機 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 園内道の整備 ・ 湘南ゴールド等の優良中晩柑を導入
[No.10] かんきつ + 落葉果樹	樹園地 1.5ha	早生みかん 0.3ha 普通みかん 0.4ha 優良中晩柑 0.3ha 白加賀 0.1ha 十郎・南高 0.4ha	貯蔵庫 120m ² 作業舎兼直売施設 130m ² 選果機 モノレール フォークリフト 加工施設 44m ² 加工機器 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ オーナー制や直売所等で有利販売 ・ 梅干用品種は半量を梅干加工 ・ 園内道の整備 ・ 湘南ゴールド等の優良中晩柑を導入

営農類型	経営規模		生産方式	
	経営面積	作付面積	資本装備	その他
[No. 11] 温室ばら	0.8ha 施設用地 0.6ha 水田 0.2ha	ばら 0.33ha	ガラス室 1,650m ² 硬質プラスチックハウス1,650m ² 暖房・かん水施設 冷蔵庫 他	・ 消費者ニーズに対応した多品種栽培 ・ 温室は複合環境制御による自動・省力化
[No. 12] 温室 カーネーション	0.9ha 施設用地 0.6ha 水田 0.3ha	カーネーション 0.33ha	硬質プラスチックハウス1,650m ² 大型ビニールハウス 1,650m ² 暖房・かん水施設 冷蔵庫 他	・ 消費者ニーズに対応した多品目栽培 ・ 温室は複合環境制御による自動・省力化
[No. 13] 温室鉢物	0.5ha 施設用地 0.3ha 水田 0.2ha	鉢物 シクラメン プリムラ 他 0.13ha	硬質プラスチックハウス1,000m ² ビニールハウス 330m ² 暖房・かん水施設 蒸気消毒機 他	・ 温室は複合環境制御による自動・省力化 ・ 直売を主体とした有利販売
[No. 14] 観賞樹	畑 1.7ha	苗木 養生樹 仕立 0.4ha 1.2ha 0.1ha	ビニールハウス 660m ² 小型ショベル 他	・ 規格品の少品目多量販売
[No. 15] 花壇用苗	畑 0.5ha	パンジーなど 2回転 野菜苗 0.1ha	ビニールハウス 1,000m ² 暖房機 フロントダ は種機 ミキサー	・ 施設年間2回転程度利用 ・ 作付品目は少品目多量生産 ・ 省力機械の導入
[No. 16] 酪農 (土地利用型)	飼料畑 3.0ha 施設用地 0.2ha	経産牛 40頭 育成牛 14頭	成牛舎 440m ² 育成舎 70m ² ふん処理施設 220m ² 浄化槽 ふん処理機械 搾乳機械・施設 サイロ 農作業機械 他	・ 飼養管理は繋ぎ方式 ・ 飼養体系は通年サイレージ体系
[No. 17] 酪農 (都市近郊型)	飼料畑 1.6ha 施設用地 0.2ha	経産牛 40頭 育成牛 14頭	成牛舎 440m ² 育成舎 70m ² ふん処理施設 220m ² 浄化槽 ふん処理機械 搾乳機械・施設 農作業機械 他	・ 飼養管理は繋ぎ方式

営農類型	経営規模		生産方式	
	経営面積	作付面積	資本装備	その他
[No.18] 肉用牛 (専用種)	施設用地 0.3ha	黒毛和種 130頭	牛舎 1,280m ² ふん処理施設 340m ² 飼料調製機械 農作業機械 倉庫等 一式	・ 飼養管理は追い込み式
[No.19] 肉用牛 (交雑種)	施設用地 0.3ha	交雑種 150頭	牛舎 1,120m ² ふん処理施設 400m ² 飼料調製機械 農作業機械 倉庫等 一式	・ 飼養管理は追い込み式
[No.20] 養豚	施設用地 0.2ha	繁殖雌豚 70頭 種雄豚 5頭	繁殖豚舎 160m ² 分娩舎 65m ² 育成豚舎 120m ² 肥育舎 370m ² 密閉型堆肥化装置 飼料給与機械・施設 浄化槽 農作業機械 他	・ 更新豚は自家育成
[No.21] 養鶏 (直売型)	施設用地 0.1ha	成鶏 5,000羽	成鶏舎 560m ² 鶏卵処理室 50m ² 密閉型堆肥化装置 鶏卵販売施設 農作業機械 他	・ ウインドレス鶏舎 ・ 大雛導入
[No.22] 養鶏 (市場出荷型)	施設用地 0.3ha	成鶏 20,000羽 育成鶏 6,000羽	成鶏舎 2,200m ² 育成舎 440m ² 育雛舎 270m ² 鶏卵処理室 33m ² 密閉型堆肥化装置 自動給餌機 自動除糞機 農作業機械 他	・ 開放ゲージ鶏舎 ・ 給餌・除糞等は機械化

(組織経営体)

営農類型	経営規模		生産方式	
	経営面積	作付面積	資本装備	その他
[No.23] 水 稲 + 小 麦	水田 20ha	水稲 10ha 小麦 10ha 作業受託 6ha	トラクター20ps 1台 " 30ps 1台 田植機乗用型5条 2台 自脱型コンバイン 2台 乾燥機3t 2台 施肥播種機 播種プラント 育苗ハウス 390m ² 貯留タンク 1.5t 穀粒選別・調整機 他	・ 品種の組み合わせによる作業分散
[No.24] 茶	樹園地 10ha	茶 (受託加工 10ha)	防霜ファン 荒茶工場 F A 製茶機械 一式 可搬式摘採機 10台 可搬式せん枝機 10台 動力噴霧器 10台 管理作業機 10台 他	・ 販売は茶業センター

2 経営管理の方法等

1 に示す営農類型の目標を実現するため、経営管理の方法等の内容はおおむね次のとおりとする。

経営管理の方法

- ・ 複式簿記記帳による経営と家計の分離及び経営分析の実施
- ・ 青色申告の実施
- ・ 生産情報の記帳によるGAP（農業生産工程管理手法）の導入促進
- ・ パソコンによる雇用管理（給与計算等）や顧客管理の効率化
- ・ 共同直売所や量販店の地場産コーナー等の地産地消販売ルートの確保充実
- ・ 気象情報や市況情報などの利用
- ・ 農業経営指標による自己チェック

農業従事の態様等

- ・ 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入
- ・ 女性農業者の経営参画の推進
- ・ 労働環境の快適化のための農作業環境の改善
- ・ 農作業事故防止対策の徹底
- ・ 農繁期等の労力不足時における軽作業を中心とした臨時雇用者の確保による過重労働の防止
- ・ 従事者全員及び雇用者の社会保険への加入による福祉の向上
- ・ ヘルパーの活用による休日制の導入

3 営農類型の想定地域

主要な営農類型は、本県農業の特色である畑作を中心とした都市農業の経営目標を視点におくとともに、県内5地域ごとの農業の振興方向を踏まえて設定した。

(個別経営体)

	NO	想定地域 営農類型名	横 浜	三 浦	湘 南	県 央	県 西
			川 崎	半 島			
野 菜	1	施設トマト+露地野菜					
	2	施設きゅうり+水稻					
	3	施設いちご+水稻					
	4	軟弱野菜					
	5	露地野菜(三浦型)					
	6	露地野菜					
	7	野菜直売					
果 樹	8	落葉果樹+水稻					
	9	ハウスみかん+みかん					
	10	かんきつ+落葉果樹					
花 き ・ 花 木	11	温室ばら					
	12	温室カーネーション					
	13	温室鉢物					
	14	観賞樹					
	15	花壇用苗					
畜 産	16	酪農(土地利用型)					
	17	酪農(都市近郊型)					
	18	肉用牛(専用種)					
	19	肉用牛(交雑種)					
	20	養豚					
	21	養鶏(直売型)					
	22	養鶏(市場出荷型)					

(組織経営体)

	NO	想定地域 営農類型名	横 浜	三 浦	湘 南	県 央	県 西
			川 崎	半 島			
	23	水稻+麦					
	24	茶					

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に示したような、これら効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用に関する目標を、将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標及び農用地の面的な集積（以下「面的集積」という。）の目標として示すと、おおむね次に掲げる程度である。

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

地 域	効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標	備 考
全 域	30%	

（注）「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、個別経営体、組織経営体及び地域農業集団の地域における農用地利用「基幹的作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農業受託の面積を含む。」面積のシェアの10年後の目標である。

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面的集積の目標
関係機関及び関係団体との連携を確保し、各般の施策等と連携することにより、経営体への農用地の面的集積を推進する。

この目標の達成のため、農業経営基盤強化促進事業や農地利用集積円滑化事業、農地中間管理事業を活用し、売買、貸借及び農作業の受委託等による農用地の流動化を促進する。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項

1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

第2で示したような営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の育成と、第3で示したこれら経営体への地域の農用地利用に占める面積シェア及び面的集積の目標達成を図るためには、従来にも増して積極的な取り組みが必要である。

このため県は、関係各課、地区農政事務所・地域県政総合センター、農業技術センター等で県内の支援体制を整備すると共に、関係市町村、県農業会議、県農業協同組合中央会、県農業公社、県土地改良事業団体連合会等の関係団体との間で神奈川県担い手育成総合支援協議会等により相互に十分な連携を図る。また、今後育成すべき農業者を確保するため、かながわ農業活性化指針に基づく担い手の確保や新たに農業経営を営む青年等に対して第5に示す取組みを推進する。さらに、効率的かつ安定的な農業経営の育成に効果的に結びつくように「人・農地プラン」の中心的経営体に位置付けられた経営体の認定農業者への誘導、利用権設定等促進事業、農用地利用改善事業、農地利用集積円滑化事業などを柱とした、農業経営基盤強化の促進等経営安定のための措置や農地中間管理事業の活用により、農業経営改善計画認定制度の普及を図り、農用地の利用の集積やその他の農業経営基盤の強化を促進する。

また、認定期間中は自己チェックによる進捗状況の点検を推進する。

なお、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、既に経営改善に取り組む意欲や方向性が認められたものであること、当初計画と新計画とは継続性があることを考慮し、その経営の更なる向上に資するため、新たな農業経営改善計画の作成誘導等を行うとともに、新計画の達成に向けた重点的な支援を図る。

- (1) 利用権設定等促進事業については、県内各地域の特性に即した営農類型における効率的かつ安定的な経営の育成と地域全体の農業の発展が図られるよう適切な運用を図り、これら経営への農用地利用の集積を農作業受委託をも含めた形で推進する。この場合、借賃、農作業受託料金等の適正化を図り、望ましい経営の発展に資するよう努める。

また、高齢農家等が所有する農地で引き受け手がいない農地に対しては、法人や個人で農地を農地として活用することを希望する新規就農希望者などに対する利用権設定等促進事業の積極的な活用を図るものとする。

- (2) 農用地利用改善事業については、地域における話し合いによる合意形成を通じ、効率的かつ安定的な経営の農用地利用の集積を進めるため、農用地利用改善団体の

設立が遅れている地域を中心として農用地利用改善団体の設立を推進する。

さらに、担い手が不足している地域の農用地利用改善団体にとっては、関係者の合意のもとに、地域内農用地の受け手となり、その有効利用を図る組織経営体として、特定農業法人又は特定農業団体の設立を推進する。

(3) また、委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業、農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業、農業経営の改善を図る農業者の育成及び確保を促進する事業及びその他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業については、各地域に適した事業を主体とした重点的、効果的な推進を図る。

(4) 神奈川県担い手育成総合支援協議会、農業技術センター等の県内の担い手の経営改善支援を担う各機関においては、市町村、農業委員会、農協等が行う地域での担い手への支援活動の協力を努める。

また、集落段階における農業者の徹底した話し合いをもとにして、集落の農業の将来方向、育成すべき経営体と小規模な兼業農家等との連携及び役割分担の明確化を図られるような地域農業の確立を図る。

その中で自主的かつ計画的に経営改善を進めようとする農業者の農業経営改善計画の作成に関し適切な支援を行うとともに、その達成のために必要な生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善のための研修を支援する。

さらに、経営の指導を担当する者の育成、法人の設立・運営に向けた指導強化等を図る。

(5) 農用地の有効利用を促進するため、ほ場整備など基盤整備事業の積極的な導入を図る。また、集団化した農用地の利用条件の形成を図るため、集落段階での土地利用調整を推進する。さらに、換地を契機とした利用権の設定、農作業受委託等の総合的推進等により育成すべき経営体への農用地の利用集積を促進する。

2 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

農地中間管理機構の推進に関する法律第4条の規定により農地中間管理機構に指定された神奈川県農業公社は、認定農業者や農業経営の発展が見込まれる認定新規就農者など本県農業を担う者の農業経営基盤の強化を図るため、次に掲げる事業の範囲内において、農業経営基盤強化促進法第7条に規定する事業を実施するものとする。

ア 農用地等を買入れ、当該農用地等売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業

- イ 農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引き受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の無利子貸付けを行う事業
- ウ 農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項の認定に係る農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農業生産法人に対し農地売買等事業により買い入れた農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式を当該農業生産法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業
- エ アに掲げる事業により買い入れた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業

3 農地利用集積円滑化事業の実施に関する基本的な事項

(1) 効率的かつ安定的な農業経営を営もうとする者への農用地の面的集積を行う農地利用集積円滑化事業の基本的な推進の方針

県は、地域において農地利用集積円滑化事業を実施するため、農地利用集積円滑化事業に関して市町村の区域の全部又は一部を事業実施区域として農地利用集積円滑化事業を行う者である農地利用集積円滑化団体に関する事項、農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準、その他農地利用集積円滑化事業の実施に関する事項について、市町村が基本構想に位置付けるよう必要な助言等を行う。

(2) 農地利用集積円滑化事業の推進に関連する県段階の支援体制の整備

県は、地域の農地利用集積円滑化団体が地域の実情に応じて農地利用集積円滑化事業を実施できるよう、関係機関と十分な連携を図り、支援を行うものとする。

(3) 農地利用集積円滑化事業を支援していくための施策

県は、農用地の農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するよう、農地中間管理機構が実施する農地中間管理事業との役割分担を明確にした上で、農地利用集積円滑化事業の事業実施区域を有する市町村や関係機関・団体と連携し、農地利用集積円滑化団体に対する指導や情報提供等を行い、本事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

第5 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

1 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標

本県における新規就農者は、近年、増加傾向にあり、平成21年から25年までの5年間の40才未満の新規就農者は、平均86名で、平成24年と25年は100名を超え、40歳以上(中高年齢者)の就農も、平均36名と増加している。

就農形態の特徴としては、新卒就農者に比べ、Uターン就農者の割合が高く、農外からの新規参入者も、平成24年以降20数名が就農している。

地域別には、横浜・川崎地域と湘南地域に新規就農者が多く、経営部門別では、野菜部門(主に露地)の占める割合が高く、続いて花き、果樹や畜産の順となっている。

こうした中、国が掲げる新規就農し、定着する40歳未満の農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標を踏まえ、本県農業の持続的な発展に向け、新規参入者や雇用就農の受け皿となる法人の数を、現状の約2倍にすることを目標とする。なお、45歳以上65歳未満の中高年齢者についても、他産業従事経験等を活かし意欲的な者については、積極的に支援の対象とする。

また、他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働日数(主たる従事者1人あたり150日以上)の水準を達成しつつ、農業経営開始から3年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得(第1の2の(1)に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の35%以上の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得200万円程度)を目標とする。

2 営農類型の指標

本県において新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、新規就農の状況を踏まえた営農類型を示すと次のとおりである。

(個別経営体)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
露地野菜	経営面積 (畑 <作付面積> ほうれんそう たまねぎ ねぎ えだまめ だいこん なす ほか多品目	50a 50a) 20a 5a 5a 5a 10a 5a ほか	直売等を主体とした少量 多品目の周年栽培 <資本装備> ・トラクター 1台 ・パイプハウス 100㎡ ・軽トラック 1台 ・動力噴霧機 ・小型管理機 ほか	第2の2に準じる 第2の2に準じる

露地野菜及び施設野菜	経営面積 (施設用地 畑 畑) 50a 10a 40a <作付面積> 促成トマト 10a 抑制きゅうり 10a キャベツ 5a だいこん 5a レタス 5a たまねぎ 5a じゃがいも 5a ほか多品目	直売等を主体とした、施設野菜及び多品目露地野菜の周年栽培 <資本装備> ・ハウス 1,000m ² ・暖房機 ・パイプハウス 100m ² ・トラクター 1台 ・軽トラック 1台 ・動力噴霧機 ・小型管理機 ほか	第2の2に準じる	第2の2に準じる
露地野菜及び果樹	経営面積 (樹園地 畑 畑) 70a 40a 30a <作付面積> 温州みかん 20a ブルーベリー 20a ほうれんそう 10a キャベツ 10a だいこん 10a きゅうり 5a なす 5a スイートコーン 5a ほか多品目	観光農園を主体とした果樹と野菜の複合経営 <資本装備> ・トラクター 1台 ・軽トラック 1台 ・動力噴霧機 ・小型管理機 ほか	第2の2に準じる	第2の2に準じる

3 新たに農業経営を営もうとする青年等を育成するために必要な事項

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の増加に向けた取組

ア 就農意欲の醸成に向けた取組

就農意欲の醸成に向けて、意欲ある農業者の経営改善（所得の増加、労働時間の短縮）を推進することにより、農業後継者の就農を促進するとともに、Uターン就農者や新規参入希望者など、地域農業を担う新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進する。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等に対して、本県農業の魅力や重要性を広くPRし、農業への新規参入を促進するとともに、活躍する新規就農者の取組を県のホームページ等を活用して若者に向けて情報発信し、新規就農者が安心して農業に取り組めるよう、その支援体制を整備する。

イ 県内の関係機関の役割分担及び技術習得・定着促進のための支援

県は、新規就農の促進にかかわる効率的な支援を行うため、県内の関係機関と相互に密接な連携を図るものとする。

(ア) 担い手支援課

関係機関・団体と就農促進関係業務の連携に努める。

(イ) かながわ農業アカデミー

新規就農希望者に対して、農業に関する知識、経営状況に応じた、基礎か

ら専門分野に至る研修教育を行う。また、新規就農希望者を対象とした就農相談から就農までの総合的な支援を行う。

a 対象者

- ・新規就農希望者
- ・新規就農者

b 内容

- ・経営管理・先端技術・情報処理などを習得するための研修教育
- ・新規就農希望者等を対象とした農業基礎技術を習得するための研修教育
- ・基本的な生産技術から経営管理・先端技術・情報処理などを習得するための短期的な研修教育
- ・新規就農希望者に対する就農相談、研修の紹介、総合的な農業経営の実践力向上のための農業研修、農用地の確保のための支援、就農計画の作成支援
- ・新規就農の啓発、職業紹介（農業）等の就農支援活動
- ・全国新規就農相談センター等と連携した就農促進のための活動
- ・青年就農給付金（準備型）の給付に係る支援

(ウ) 農業技術センター（普及指導部、各地区事務所）及び畜産技術センター
新規就農希望者、新規就農者、農業経営改善に意欲のある農業者に対して、農業に関する知識、技術・経営に係わる普及指導及び支援を行う。

a 対象者

- ・新規就農希望者
- ・新規就農者
- ・農業経営改善に意欲ある農業者

b 内容

- ・就農予定者の把握
- ・かながわ農業アカデミーが行う就農支援に対する情報提供、及び就農計画策定時に係る技術・経営面や地域農業の実情に即した助言・指導
- ・新規就農者を対象に農業技術習得を目的とした研修
- ・新規就農者及び農業経営改善に意欲のある農業者の育成、確保のための指導、相談、状況把握
- ・生産現場における技術・経営等に関する指導及び相談
- ・情報システム等を活用した、農業者のニーズに応じた情報の提供

(エ) 農業技術センター研究部

かながわ農業を担う先進的な農業者に対して、最新の研究情報を提供する

とともに、先端技術の学習やオープンラボラトリーの提供などを行う。

a 対象者

- ・高度な知識・技術を必要とする先進的な農業者

b 内容

- ・先端技術学習の支援
- ・オープンラボラトリーの提供
- ・最新技術等の研究成果など各種情報の提供
- ・技術研修受入れ(短期研修)に関する実施要領に基づく研修生の受入れや講師の派遣

(オ) 各地域県政総合センター及び横浜川崎地区農政事務所

市町村が策定する「人・農地プラン」に、新規就農者等の新たな担い手が、地域の中心的な経営体として位置付けられるよう促すとともに、青年就農給付金（経営開始型）の適切な給付を支援する。

(カ) 公益社団法人神奈川県農業公社

農地中間管理機構として、認定新規就農者等への農用地等の賃借を促進する。

(キ) 農業会議

農地情報の一元化を図るとともに、かながわ農業アカデミーと連携協力して認定新規就農者等に対し、農用地等に関する情報の提供を行う。また、農業委員会の区域を越えた農用地等の利用調整が必要な場合には、関係農業委員会に対し必要な情報の収集と提供を行う。

また、神奈川県新規就農希望者に対する就農相談窓口（神奈川県新規就農相談センター（以下「相談センター」という。））をかながわ農業アカデミーと一体になって設置し、全国新規就農相談センター等と連携した新規就農情報の収集と提供を行う。

(ク) 農業委員会

認定新規就農者が認定計画に基づいた就農が円滑にできるよう、農用地等に関する情報提供、相談、農用地のあっせんを行う。

(ケ) 市町村

「市町村農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」及び「人・農地プラン」を踏まえ、農業技術センター、農業委員会、農業協同組合等と連携し、青年等就農計画の認定や青年就農給付金（経営開始型）の給付等により、円滑な就農の促進及び定着の支援を行う。

(コ) 神奈川県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会神奈川県本部、神

奈川県信用農業協同組合連合会は、就農促進に関する営農、流通、資金対策について、相談センターへの情報提供や農業協同組合の活動支援を行う。

(サ) 農業協同組合は、農業制度資金の貸付窓口として、新規就農希望者等に対し、的確な資金確保に対する支援を行うとともに、販路の確保支援や生産組織等への加入促進等により、新規就農者の経営安定に努める。

(シ) 県及び相談センター並びに関係機関は、就農希望者に対する技術、農用地、資金、研修先等、情報の提供及び相談を円滑に行うため、就農関係情報の共有に努める。

(2) 新たに農業経営を営む青年等の経営発展に向けた取組

ア 青年等就農計画制度の普及

県は、新たに農業経営を営もうとする青年等が、将来、効率的かつ安定的な農業経営者へと経営発展できるよう、必要な支援を集中的に措置する青年等就農計画制度の普及に努める。

イ 認定新規就農者への指導及び農業経営改善計画作成への誘導

認定新規就農者については、その経営の確立に資するため、市町村・農業委員会・農業技術センター・農業協同組合等の関係機関・団体が就農計画の実施状況を点検し、必要に応じて栽培技術指導、経営指導等のフォローアップを行うなど、重点的に指導等を行う。さらに、当該農業者が引き続き農業経営改善計画作成できるよう計画的に誘導する。